

1 市民スキ一場料金体系

区分	使用料	
	大人	小人
1回券	150円	120円
回数券（11回分）	1,500円	1,200円
1日券	2,300円	1,700円
4時間券	1,800円	1,400円
ナイター券	500円	500円
団体1日券	500円	250円
高齢者3時間券	1,000円	
親子ペア券	親・小人各1名2,500円 親1名・小人2名3,000円	
スキー学校受講券	回数券（11回分）	1,200円
	1日券	1,800円
	4時間券	1,500円
	シーズン券	1万7,500円
イベント券	1回券	100円
	1日券	1,000円

- (1) 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- (2) 大人は中学生以上とし、小人は小学生以下とする。ただし、小学校入学前の者は、無料とする。
- (3) 1日券、4時間券、高齢者3時間券、親子ペア券、ナイター券及び団体1日券は当日限りとし、その他の利用券はそのシーズン限りとする。
- (4) スキー場の安全管理活動に従事する者であって、市長が必要と認めるものについては、無料とすることができます。
- (5) 団体券は、20名以上で構成する団体（行政機関、市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉関係団体、町内会等をいう。）であって、営利を目的とした活動に使用する場合（訓練、講習、競技等の目的を持ち使用する場合に限る。）とする。
- (6) 親子ペア券は親1名+子2名まで適用。3名以降は通常料金。
- (7) スキー学校受講券は、市民スキ一場を活動拠点とするS A J 公認団体であって、市長が必要と認める事業（指導、教育等の目的を持ち使用する場合に限る。）に使用する場合とする。この場合において、当該団体の指導者については、使用料を無料とする。

- (8) イベント券は、恵庭市又は各行政委員会が主催、共催等する事業であって、スキー場を占用して行う事業に適用する。この場合において、事前に市長の許可を必要とする。

2 市民スキー場料金体系（学校授業で使用の場合）

区分	使用料		
	高校生以上	中学生	小学生
学校授業1日券	500円	300円	250円

- (1) 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。
- (2) 学校授業1日券は、当日限りとする。
- (3) 学校授業1日券は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校及び専修学校（以下「学校等」という。）であって、市内の学校等が教育活動等のために使用する場合とする。この場合において、当該学校等の引率者については、使用料を無料とする。

《 販 売 ル 一 ル 》

1 スキー学校受講券

市民スキー場を活動拠点とする S A J 公認団体であって、市長が必要と認める事業（指導、教育等の目的を持ち使用する場合に限る。）に使用する場合とする。この場合において、当該団体の指導者については、使用料を無料とする。

なお、事業以外の利用は、通常の料金体系に準じて徴収する。（例：生徒・指導者の個人練習、学校事業以外に生徒との練習など）

2 イベント券

イベント券は、恵庭市又は各行政委員会が主催、共催等する事業であって、スキー場を占用して行う事業に適用する。この場合において、事前に市長の許可を必要とする。

なお、一日券については、イベント終了後 16 時 30 分までは、使用できるものとする。（要検討）

3 学校授業 1 日券

学校授業 1 日券は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校及び専修学校（以下「学校等」という。）であって、市内の学校等が教育活動等のために使用する場合とする。この場合において、当該学校等の引率者については、使用料をする。（事前申込）

《 そ の 他 》

(1) 高齢者3時間券について

- ・販売価格 1,000円
- ・年齢要件 65才以上の高齢者
- ・利用期間 当日限り有効
- ・利用時間 9：00～16：30まで（ナイターは除く）
- ・確認手段 年齢が確認できる書類一種類（免許証、保険、他年齢確認できるもの）

(2) 親子ペア券

- ・販売価格 親・小人各1名 2,500円
親1名・小人2名 3,000円
- ・利用要件 大人・小人の親子各1名を基本とするが小人2名までは認める
小人は小学生以下とする
- ・利用期間 当日限り有効
- ・利用期間 9：00～16：30まで（ナイターは除く）